

# 進出企業への支援 充実した優遇制度

## 企業立地助成制度

### 1. 設備投資に対する助成

#### ●立地助成金・先端産業立地助成金(市助成)

根拠規定		高岡市商工業振興条例、富山県企業立地助成金交付要綱									
対象業種		製造業、総合リース業、産業用機械器具賃貸業、事務用機械器具賃貸業、機械修理業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、広告代理業、ディスプレイ業、産業用設備洗浄業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所(県要綱適用分の対象業種:前記のうち製造業、ソフトウェア業、デザイン業のみ) 本社機能を有する事業所(市単独は新規雇用者が50人(製造業は30人)以上、県要綱適用分は新規雇用者が100人(製造業は60人)以上のものに限る。)									
対象区域		特定団地 (四日市工業団地(拡張区域)、大滝工業団地、高岡オフィスパーク)									
助成の種類		立地助成金								先端産業立地助成金	
助成分	市単独	新設				増設				新設・増設	
		県要綱適用				県要綱適用					
助成要件	投下固定資産額	1億円以上	5億円以上	50億円以上	100億円以上	1億円以上	15億円以上	100億円以上	50億円以上	100億円以上	左記立地助成金(県要綱適用)の助成要件に適合すること
	新雇用者	10人以上 (中小企業は3人以上)	20人以上 (非製造業は10人以上)	(又は) 60人以上	100人以上	10人以上 (中小企業は3人以上)	30人以上 (非製造業は15人以上)	20人以上 29人以下	(又は) 60人以上	100人以上	
	その他	—	—	通常(新設)の助成要件に適合すること	産業構造の高度化に資すると認められる業種	—	—	—	通常(増設)の助成要件に適合すること	産業構造の高度化に資すると認められる業種	
助成金の額		投下固定資産額の10%	次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額 ●製造業 ①100億円以下…10% ②100億円超…2% ●非製造業 ③100億円以下…5% ④100億円超…1%	次に掲げる業種及び投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額の合計額 ●製造業 ①100億円以下…10% ②100億円超…2% ●非製造業 ③100億円以下…5% ④100億円超…1%	投下固定資産額の5%	次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額 ●製造業…10% ●非製造業…7.5%	次に掲げる業種及び投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額の合計額 ●製造業 ①100億円以下…10% ②100億円超…2% ●非製造業 ③100億円以下…5% ④100億円超…1%	投下固定資産額の10%			
限度額		2億円	3億円 (非製造業2億5千万円)	5億円 (非製造業2億5千万円)	30億円 (非製造業15億円)	1億2千万円	2億円 (非製造業1億5千万円)	5億円 (非製造業2億5千万円)	30億円 (非製造業15億円)	10億円	

対象区域		特定団地以外の市内全域									
助成の種類		立地助成金								先端産業立地助成金	
助成分	市単独	新設				増設				新設・増設	
		県要綱適用				県要綱適用					
助成要件	投下固定資産額	1億円以上	5億円以上	50億円以上	100億円以上	1億円以上	15億円以上	100億円以上	50億円以上	100億円以上	左記立地助成金(県要綱適用)の助成要件に適合すること
	新雇用者	10人以上 (中小企業は3人以上)	20人以上 (非製造業は10人以上)	(又は) 60人以上	100人以上	10人以上 (中小企業は3人以上)	30人以上 (非製造業は15人以上)	20人以上 29人以下	(又は) 60人以上	100人以上	
	その他	—	—	通常(新設)の助成要件に適合すること	産業構造の高度化に資すると認められる業種	—	—	—	通常(増設)の助成要件に適合すること	産業構造の高度化に資すると認められる業種	
助成金の額		投下固定資産額の5%	次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額 ●製造業 ①100億円以下…10% ②100億円超…2% ●非製造業 ③100億円以下…5% ④100億円超…7.5%	次に掲げる業種及び投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額の合計額 ●製造業 ①100億円以下…10% ②100億円超…2% ●非製造業 ③100億円以下…5% ④100億円超…1%	投下固定資産額の5%	次に掲げる業種の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額 ●製造業…10% ●非製造業…7.5%	次に掲げる業種及び投下固定資産額の区分に応じ、それぞれ次に掲げる助成率を投下固定資産額に乘じて得た額の合計額 ●製造業 ①100億円以下…10% ②100億円超…2% ●非製造業 ③100億円以下…5% ④100億円超…1%	投下固定資産額の10%			
限度額		1億2千万円	2億円 (非製造業1億5千万円)	5億円 (非製造業2億5千万円)	30億円 (非製造業15億円)	1億2千万円	2億円 (非製造業1億5千万円)	5億円 (非製造業2億5千万円)	30億円 (非製造業15億円)	10億円	

\*立地助成金(県要綱適用)の通常限度額は、1工場敷地あたり10億円(大規模特認又は先端産業立地助成金を含む場合は50億円)とします。

#### ●物流業務施設立地助成金(市助成)

根拠規定		高岡市商工業振興条例、富山県物流業務施設立地助成金交付要綱							
対象業種		製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業又は小売業							
対象区域		特定団地・港湾用地				特定団地・港湾用地以外			
助成分	市単独	新設		増設		新設		増設	
		県要綱適用		県要綱適用		県要綱適用		県要綱適用	
助成要件	投下固定資産額	1億円以上	5億円以上	1億円以上	15億円以上	1億円以上	5億円以上	1億円以上	15億円以上
	新雇用者	10人以上 (中小企業は3人以上)	10人以上	10人以上 (中小企業は3人以上)	15人以上	10人以上 (中小企業は3人以上)	10人以上	10人以上 (中小企業は3人以上)	15人以上
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
助成金の額		投下固定資産額の10%	投下固定資産額の12.5%	投下固定資産額の5%	投下固定資産額の7.5%	投下固定資産額の5%	投下固定資産額の7.5%	投下固定資産額の5%	投下固定資産額の7.5%
限度額		2億円	2億5千万円	1億2千万円	1億5千万円	1億2千万円	1億5千万円	1億2千万円	1億5千万円

\*物流業務施設には高度な物流機能を有する必要があります。

\*高速道路のIC、港湾等の周辺5km以内に立地する施設が対象となります。

\*特定団地とは四日市工業団地(拡張区域)、大滝工業団地及び高岡オフィスパークをいい、港湾用地とは伏木外港湾関連用地及び同危険物取扱施設用地をいいます。

## ●民間研究所立地奨励金(県助成)

根拠規定	富山県民間研究所立地奨励金交付要綱		
対象業種	自然科学研究所		
対象区域	市内全域		
助成区分	県要綱適用		
助成要件	新規雇用研究者が10人以上		
助成金の額	新規雇用研究者が10人～29人の場合 投下固定資産額の15%	新規雇用研究者が30人以上の場合 投下固定資産額の20%	新規雇用研究者が60人以上の場合 投下固定資産額の20%
限度額	1億5千万円	2億円	5億円

※立地助成金(市単独)と重複して適用できます。

## 2. 雇用に対する助成

### ●雇用奨励助成金(市助成)

根拠規定	高岡市商工業振興条例
対象業種	立地助成金・物流業務施設立地助成金の対象業種
対象区域	市内全域
助成区分	市単独
助成要件	新設又は増設に係る新規雇用者が10人以上であること
助成金の額	高岡市に住所を有する新規雇用者数×50万円
限度額	1億円

### ●人材集積助成金(県助成)

根拠規定	富山県人材集積助成金交付要綱
対象業種	●自然科学研究所、デザイン業 ●本社機能を有する事業所(新規雇用者が100人(製造業は60人)以上のものに限る。)
対象区域	市内全域
助成区分	県要綱適用
助成要件	次のいずれにも適合すること ・新設又は増設後1年以内に操業開始 ・投下固定資産額が3千万円以上 ・県内に住所を有する新規雇用者が10人以上
助成金の額	県内に住所を有する新規雇用者数×50万円
限度額	1億円

※雇用奨励助成金と人材集積助成金は重複して適用できます。 ※人材集積助成金に係る新規雇用者は、自然科学研究所の場合にあっては研究者、デザイン業にあってはデザイナーに限ります。

## 3. 賃借料に対する助成

### ●土地賃借料助成金(市助成)

根拠規定	高岡市商工業振興条例、富山県企業立地助成金交付要綱	
対象業種	立地助成金の対象業種	
対象区域	高岡オフィスパーク	
助成区分	市単独	県要綱適用
助成要件	土地賃借後3年以内に 操業を開始すること	立地助成金(県要綱適用)の 助成要件に適合すること
助成金の額	土地賃借料×50% (操業開始後3箇年分に限る。)	土地賃借料×100% (操業開始後3箇年分に限る。)
限度額	1千万円/年 ただし、立地助成金と重複して交付する 場合の立地助成金との合計額は、立地 助成金の限度額の範囲内	2千万円/年 ただし、立地助成金と重複して交付する 場合の立地助成金との合計額は、立地 助成金の限度額及び通算限度額の範囲内

### ●テナント賃借料助成金(市助成)

根拠規定	高岡市商工業振興条例	
対象業種	立地助成金の対象業種	
対象区域	高岡オフィスパーク	
助成区分	市単独	
助成要件	次のいずれにも適合すること ・建物賃借後3年以内に操業を開始 ・投下固定資産額が1千万円以上 ・常時雇用者が5人以上	
助成金の額	建物賃借料(敷金、礼金その他これらに類するものを除く。)×30% (操業開始後24箇月分に限る。)	
限度額	12万5千円/月	

- 備考
- ①投下固定資産額とは、工場等、産業業務施設又は物流業務施設のうち法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第3号までに掲げる資産及びコンピューター等(事業等の用に直接供するものに限る。)並びに当該工場等、産業業務施設又は物流業務施設の敷地である土地(取得の日の翌日から起算して3年以内に当該工場等、産業業務施設又は物流業務施設の操業を開始した場合における当該土地に限る。)の取得価額の合計額をいいます。
  - ②立地助成金、物流業務施設立地助成金及び土地賃借料助成金について、県要綱を適用する場合、市単独助成は適用しません。
  - ③新規雇用者とは、操業開始後1年以内に新たに工場等、産業業務施設又は物流業務施設に雇用される正規従業員(県外からの転入者を含む。)をいいます。
  - ④立地助成金(県要綱適用)及び物流業務施設立地助成金については、事業等の用に直接供する建物等(外部から明確に状況を確認できるものに限る。)を新たに取得する場合に適用し、既存建物内におけるラインの増加などについては適用しません。

## 企業立地促進法に基づく優遇制度

特別償却	内容	償却率…機械装置15%、建物等8%
	対象	国の指定する業種の機械装置及び建物等
	要件	①企業立地計画(※1)に従って新たに取得した機械装置及び建物等 ②機械装置：1台(基)の取得価額が1千万円以上、かつ取得等に要する総投資額が3億円以上 (農林水産関連業種については、1台(基)の取得価額が5百万円以上、かつ取得等に要する総投資額が4千万円以上) 建物等：取得価額の合計が5億円以上(農林水産関連業種については5千万円以上)
地方税の課税免除	内容	不動産取得税(県税)の課税免除 固定資産税(市税)の課税免除(3年間)
	対象	建物、構築物、土地(土地は取得より1年以内に建物工事を着工したもの)
	要件	企業立地計画(※1)に従って取得した対象施設の取得価額の合計が2億円を超えるもの
工場立地法の特例	内容	条例で定める区域において工場立地法の規制を次のとおり緩和(※2) 緑地面積率20%以上 → 5%～15%以上 環境施設面積率25%以上 → 10%～20%以上

※1 富山県企業立地促進計画に定める指定集積業種(IT関連製造業、医薬品関連製造業、機械・金属関連製造業、健康生活関連製造業)で、かつ、企業立地促進法に基づく企業立地計画を策定し、県知事の承認を受けた場合に限られます。(承認は支援を保証するものではなく、それぞれ実施機関の審査があります。)

※2 工場立地法の特例については、企業立地計画の承認がなくても受けられます。